主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人らの上告理由について。

原審の事実認定は拠示の証拠によりこれを是認しうる。そして、<u>原審の確定した</u> 事実関係の下においては、所論のように、本件代物弁済契約に関する契約が公序良 俗に反し、または被上告人が信義誠実の原則に違反し、権利を濫用したとは認め難 い。また被上告人に民法一条違反あることを前提とする違憲の主張は、被上告人が 信義誠実の原則に違反し、権利を濫用したと認め難い本件においてはその前提を欠 くものであつて、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
夫	潤	扳 坂	下	裁判官
七	常	木	高	裁判官